## 食を中心としたみやざきの魅力発信強化事業(雑誌タイアップ)業務委託 企画提案競技に関する質問に対する回答

No.	質問	回答
1	実施要領 7 (3) ①について、「企画書」は審査 基準書の項目順に作成することとありますが、 「審査基準表」に記載されている「実施体制」 「経済性」に関しては、それぞれ「実施体制図」 「業務スケジュール」「見積書」を別で提出する ため、「企画書」内に盛り込む必要はないという 認識でよろしいでしょうか?	御認識のとおりで相違ありません。
2	仕様書2業務目的について、「食を中心とする様々な魅力」とありますが、当該タイアップ記事の内容に、「食」だけでなく「食以外の情報」を含めることは最低限必要という認識でよろしいでしょうか?	御認識のとおりで相違ありません。 本県の食の魅力を中心に、食以外の様々な魅力も 同時に発信することで、より効果的なプロモー ションになることを期待しております。
3	仕様書2業務目的、3業務内容について、「食への関心が高く、購買力のある読者」とありますが、世代や性別、対象エリアなどの具体的なターゲットも含めて企画提案することが必要でしょうか?	世代や性別、対象エリアなどの具体的なターゲットを提案することは必須ではありません。 ただし、提案することを妨げるものではありません。
4	仕様書3(1)掲載誌について、「PV保証数」と ありますが、想定する媒体のWEB記事における通常 時のPV数を参考に考えておけばよいでしょうか?	WEB記事を掲載した際に最低限担保することのできるPV数ということで御理解ください。
5	仕様書3(1)掲載内容について、掲載回数「2回以上」とありますが、2号分(仮に月刊誌なら2か月分)という意味でしょうか?もしくは、同号内で2つの別企画掲載でも「2回」に当てはまるのでしょうか?	2号分(仮に月刊誌なら2か月分)以上という意味です。 同号内で2つの別企画掲載は2回とはカウントしません。
6	仕様書3(2)その他について、「食を中心としたみやざきの魅力発信強化事業(メディアプロモーション)」との連携とは、具体的にどういった事態が想定されるのかご教示いただけますでしょうか?	現時点で具体的な連携内容があるものではありません。 本事業ではメディアミックスでプロモーションすることによる相乗効果を期待しておりますので、 効果的な連携方法等がございましたら御提案ください。
7	仕様書4(1)イ「会議等での食糧費」には、記事制作取材時のスタッフ飲食代も含まれますか?	記事制作取材時のスタッフ飲食代も含まれます。
8	現在、食を中心とした魅力発信に関して、特に課 題に感じていることをご教示ください。	本県が有する食を中心とする多くの魅力を効果的 に発信し、本県の認知度やブランド力の向上につ なげていくことが課題であると感じております。

9	施策実施の時期について、想定されているタイミ ングがあればご教示ください。	特に想定しているタイミング等はございません。 記事掲載のタイミングについては、掲載する内容 にもよりますので、企画提案内容を踏まえた上で 受託者決定後に県と受託者で協議し決定すること とします。
10	一年の中で宮崎県の食が最も盛り上がる時期とそ の理由をご教示ください。	特段、この時期が最も盛り上がるというのはございませんが、本県は豊富な食資源を有しているため、それぞれの時期で旬な食材がございます。
11	特定の店舗、商業施設を取り上げてはいけないなど、PRにあたってのレギュレーションはございましたらご教示ください。	特定の店舗、商業施設を取り上げてはいけないなど、PRにあたってのレギュレーションはございません。
12	宮崎の食材をフックに宮崎県内の飲食店、宿泊施設を取り上げることは可能ですか。	可能です。
13	東京都内にある宮崎県の食を楽しめる飲食店、宿 泊施設を取り上げることは可能ですか。	可能です。 ただし、本県の認知度やブランド力の向上につな がる内容としてください。
14	特に訴求したいグルメ、食材を教えてください。	本事業では訴求するグルメや食材は絞っておりません。 提案者により、本県の認知度向上、ブランド力向 上に効果的と思われるグルメや食材を提案してく ださい。
15	現在注力している、もしくは過去に注力していた フードビジネスがございましたらご教示くださ い。	本県では「みやざきフードビジネス振興構想」を 定め、フードビジネスの振興に取り組んでおりま す。
16	制作物に活用可能な支給素材はございますか。適 宜ご相談は可能でしょうか。	支給できるものもありますので、個別に写真等の 素材について、相談をいただくことは可能です。
17	今回の制作物を今後、貴庁で二次利用される場合 に考慮すべき点はございますか(可能性がござい ますか)。	制作物については二次利用する可能性があり、その取り扱いについては、受託者決定後に県と受託者で協議し決定することとします。